

令和7年度

建設業取引適正化推進期間講習会

適正な取引について

中国地方整備局 建政部

1. 適正な取引とは	2ページ
2. 見積	6ページ
3. 契約	12ページ
4. 支払い	17ページ
その他（参考資料）	23ページ

※ 本研修資料は、本省建設業課・建設振興課作成資料をもとに中国地方整備局建設業法令遵守推進本部で編集した資料をもとに構成

1. 適正な取引とは

適正取引が行われないことで起きる危険事象に注目

発注者・元請の不適正な取引

⇒ ダumping等の不適正な取引による
元請企業の利益率低下又は赤字受注

↓

下請への厳しい見積条件

⇒ 下請企業の利益率低下又は赤字受注
⇒ 直用技能者(職人)の切り離し

↓

技能者(職人)の賃金低下

↓ 技能者(職人)の生活の不安定化

⇒ 優秀な職人の離職増加と入職者の減少
職人の年齢ギャップの拡大 → 技能継承の懸念

↓

施工での手抜き &
技能不足の技能者による施工

⇒ 悪意の手抜き工事(安いなら安いなりの施工)
⇒ 言われたままに作業する職人
・自分の仕事がわかっていない
・不具合があっても分からない
⇒ 建設業のレベル低下

↓

生産物の品質の低下

⇒ 品質低下が躯体など重要部分に及べば、将来
国民生活の安全・安心を脅かす要因となる

見積

契約

施工

支払

➤ 見積条件の提示【第20条】

注文者は、工事内容、工事着手の時期、支払時期及び方法など14項目について具体的な内容を提示しなければならない。

➤ 見積期間の設定【第20条】

注文者は、工事1件の予定価格に応じて見積期間を設定しなければならない

①500万円未満 → 中1日以上 ②500万円以上5,000万円未満 → 中10日以上 ③5,000万円以上 → 中15日以上

➤ 契約内容の書面化及び契約当事者間の相互交付【第19条】

請負契約の当事者は、工事内容、請負代金など15項目を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない

➤ 不当に低い請負代金の禁止【第19条の3】

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用し、工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない請負代金で契約を締結してはならない。

➤ 不当な資材の購入強制の禁止【第19条の4】

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用し、工事に使用する資材等の購入先の指定し、請負人に購入させて、その利益を害してはならない

➤ 著しく短い工期の禁止【第19条の5】

注文者は、工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない

➤ 一括下請負の禁止【第22条】

請け負った工事をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせる、又は請け負うことを禁止

➤ 下請負人に対する特定建設業者の指導【第24条の7】

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請企業は下請企業に対して建設業法等に違反しないよう指導

➤ 施工体制台帳及び施工体系図の作成【第24条の8】

下請代金総額5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の工事で施工体制台帳等の作成及び現場毎の備え付けの義務

➤ 下請代金の支払期日【第24条の3、第24条の6】

元請企業が出来形部分の支払を受けた日から1月以内、下請企業から引渡しの出出があった日から50日以内に支払の義務

➤ 検査及び引渡し【第24条の4】

下請企業から工事完成の通知を受けた日から20日以内に、完成を確認するための検査を完了する義務

➤ 割引困難な手形の交付の禁止【第24条の6】

下請代金の支払いにおいて、手形期間が60日を超えるような割引困難と認められるおそれのある長期手形の交付を禁止

※ 第24条の6は、特定建設業者と資本金4,000万円未満の一般建設業者（下請負人）との取引に係る支払ルール

見積条件の提示(第20条)、契約内容の書面化(第19条)

- 請負契約は当事者の合意によって成立する諾成契約であるため、口約束であっても契約の効力は生じる。
- しかし、口約束による契約では内容が不明確・不正確となり、後日の紛争の原因にもなるため、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については、できるだけ詳細かつ具体的に取り決め、当事者間の権利義務関係を明確にしておく必要がある。
- このため、**法第19条**において、**請負契約の当事者は、下記(1)～(16)の事項について書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付**することを義務付けている。
- また、注文者は、受注する建設業者が**適正に見積もる**ことができるように、**法第19条により契約書に記載することを義務付けられた事項のうち、請負代金の額を除いた全ての事項について、できる限り具体的に提示しなければならないこととされている(法第20条)。**

< 契約の締結に際して書面に記載しなければならない事項 >

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく**工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め(※赤字部分はR 6. 6月改正(同年12月施行済))**
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項(・・・現時点で、国土交通省令で定められているものはない)

2. 見積

適正な見積について

見積依頼時は **14項目**の提示

見積依頼は書面で！下請契約の具体的内容を提示！

以下の14項目が記載された**書面**で行いましょう。

①工事内容

②工事着手・工事完成の時期

③工事を施行しない日又は
時間帯

④請負代金の前金払又は出来形
払いの時期及び方法

⑤工期、代金の変更、損害の負担、
それらの額の算定方法

⑥天災等の不可抗力による工期変更
損害負担、額の算定方法

⑦価格等の変動・変更に基づく代金・
工事内容の変更**及びその額の算定方法**

⑧工事の施工により第三者が損害を受けた
場合の賠償金の負担に関する定め

⑨資材提供、機械貸与の内容

⑩検査の時期、方法、引渡の時期

⑪工事完成後の支払い時期、方法

⑫契約不適合担保責任、保証保険
契約の内容

⑬履行遅滞、債務不履行の場合の
遅延利息、損害金等

⑭契約に関する紛争の解決方法

令和6年改正

※契約締結時は上記に**請負代金を加えた15項目**を提示し、書面で契約を締結しましょう

標準的な見積費目

- ・見積書は、「工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳」「工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数」が明らかとなったもの
- ・建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項や、適正な法定福利費等についても、表示を行う。

＜材料費等記載見積書の作成・考慮の努力義務＞

令和6年改正

- ・建設業者に「材料費等記載見積書」作成の努力義務（第20条第1項）
- ・注文者に「材料費等記載見積書」内容考慮の努力義務（第20条第4項）

＜材料費等記載見積書を考慮しなかった注文者に対する勧告等＞

- ・建設工事の注文者は材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更を求めてはならない（第20条第6項）
- ・上記に違反して変更された見積内容により請負契約を締結した発注者に対しては、許可行政庁たる国土交通大臣または都道府県知事は必要な勧告をすることができる。（第20条第7項）

「材料費等記載見積書」とは・・・

工事内容に応じ工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程毎の作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書

見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、
下請負人が適切に見積を行うに足る期間を設けなければなりません。

下請工事の予定価格の金額	見積期間
① 500万円に満たない工事	中 1 日以上
② 500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
③ 5,000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

なお、追加工事等に伴う見積依頼についても、上記の見積期間が必要となります

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等

◆元請負人から下請負人に対する通知

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中状態に起因する事象(文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策費を含む。)
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

◆下請負人から元請負人に対する通知

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰



「おそれ」情報の通知方法

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を根拠(国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など)
- ・ 書面又はメール等の電磁的方法により、見積書交付等のタイミングで通知

令和6年改正

その他見積にあたっての留意事項

- | | |
|------------------|-----------------|
| ◆見積条件の明確化 | ◆見積費目の提示・確認 |
| ◆図面・仕様書の提示・確認 | ◆質問内容の明確化・迅速な質問 |
| ◆職務上権限を有する者同士の対応 | |

見積書の電子化について明確化（R3.9.1）

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年9月1日施行)により、**見積書**を電磁的方法により提供することが可能な旨が建設業法において明確化されました。

（建設業法第20条第**5**項改正内容）建設業者は、前項の規定による**材料費等記載見積書**の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の**注文者の承諾**を得て、当該**材料費等記載見積書**に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。（電磁的方法を用いた請負契約の手続きについては、従前から建設業法に規定あり）

令和6年改正

＜その他電磁的方法によることが可能な書面＞

- ・特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面（建設業法第26条の3第3項）
- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律 保証金の請求に係る書面（同法第13条第2項）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面（法第12条第1項）

＜参考＞**営業所ごとに備える必要がある帳簿**（建設業法第40条の3）の電子化

紙の帳簿に替え電磁的方法により保存された情報を映像表示することで可（令和5年5月12日告示建設業法施行規則改正）

3. 契約

契約のパターン

建設業法では15項目を記載した請負契約を書面により、**工事着手前に締結し、相互交付すること**を求めています（注文者受注者間等の紛争を防ぐことが目的）。

※請負規約の15項目とは見積依頼時の14項目に「請負代金」を加えたもの

公共工事・民間工事とも①～③のいずれかの書面で作成必要

- | | | |
|---|--------|----------|
| ① | 契 約 書 | |
| ② | 注文書・請書 | ＋ 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 | ＋ 基本契約約款 |

※②，③の場合は、**注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款で建設業法第19条第1項に定める15項目**が記載されていることが求められます。

※③の場合は『注文書』・『請書』それぞれに同じ内容の**基本契約約款が添付（割印付き）又は印刷されたものが必要**

※②の場合，**基本契約書に当事者の署名又は記名押印があり、要件に合致する場合は注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要ない**とされました（R7.9.30国不建第80号通達）。

適正な契約について

追加・変更契約について

- ・ 見積条件の提示に当たっては下請契約の**具体的内容**を提示。
- ・ 望ましくは、下請契約の内容は**書面**で提示すること、更に作業内容を明確に。
- ・ 予定価格の額に応じて一定の**見積期間**を設けること。
- ・ 契約は下請工事の**“着工前”**に**“書面”**により行う。**追加工事、工期変更も同様。**

★ 追加工事等の内容が**直ちに確定できない場合**は、

- ・ 追加工事の具体的な内容
 - ・ 契約変更の対象となること
 - ・ 契約変更の時期
 - ・ 追加工事等に係る契約単価の額
- を**書面**で取り交わし、**全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく契約変更手続きを行うこと。**

- ・ 下請負人の**責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期変更**になり、これに起因して下請工事の**費用が増加したにもかかわらず、契約変更に応じないことは、建設業法に違反。**
- ・ **下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更**になり、これに起因する下請工事の**費用が増加した場合は、元請負人がその費用を負担**することが必要。

建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(建設業法第19条の5第2項)

※下請人自らが**工期ダンピングしてはならない**という趣旨

令和6年改正

電磁的措置による建設工事の請負契約の締結について

○建設業法第19条3項、建設業法施行令第5条の5及び・建設業法施行規則第13条の4～第13条の6に規定

○電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン(令和7年9月30日)

により、電子契約に係る規定の内容を明確化

- ・契約相手方の事前承認
- ・電磁的措置として講じることのできる措置
- ・電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準
- ・その他留意すべき事項

【参考】

＜書面の契約で担保される要素と電子契約の基準の対応について＞

書面による契約の場合

○書面の相互交付

- ①改ざんした場合には、痕跡が書面に残る（非改ざん性）
- ②書面によるため物体として保存され、いつでも目視で確認が可能（見読性）

○署名又は記名・押印

- ③契約が真正に成立したことを担保（本人性）

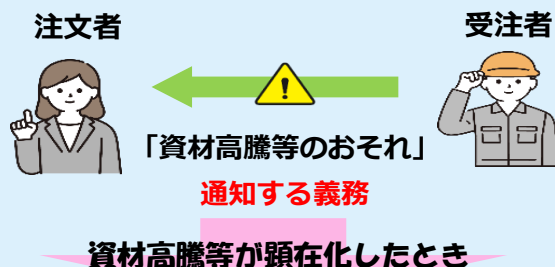
電子による契約の場合

- ①ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること
- ②契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること
- ③契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること

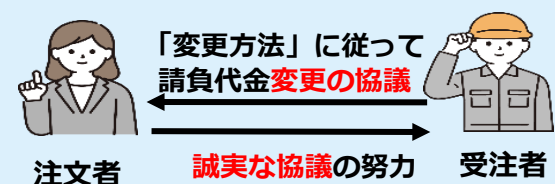
資材高騰に伴う請負代金又は工期の変更

令和6年改正

【契約前】



【契約後】



- ・建設業者は主要な資材の供給の著しい減少、価格の高騰等、工期又は請負代金に影響を及ぼす事象が認められる場合は、**請負契約締結までに**注文者に通知しなければならない。（建設業法第20条の2第2項）
- ・建設業者は上記の事象が発生した場合、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更または請負代金の変更についての協議を申し出ることができる。（同条第3項）
- ・上記の協議の申出を受けた注文者は、**誠実に当該協議に応じるよう努めなければならない。**（同条第4項）

※公共工事発注者は当該協議に応じることが義務（→努力義務にあらず）（入契法第13条第2項）

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・受注者の主張を一方向的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

4. 支払い

下請代金の支払い

- **正当な理由がない長期支払保留**は建設業法に違反。
- 元請負人は、**前払金を受けたときは、下請負人に対して**資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう**配慮**しなければならない
- 望ましくは**下請代金をできるだけ早期に支払うこと。**
- 下請代金の支払いは**できる限り現金。少なくとも労務費相当額は現金**で支払うよう配慮。
(建設業法第24条の3)

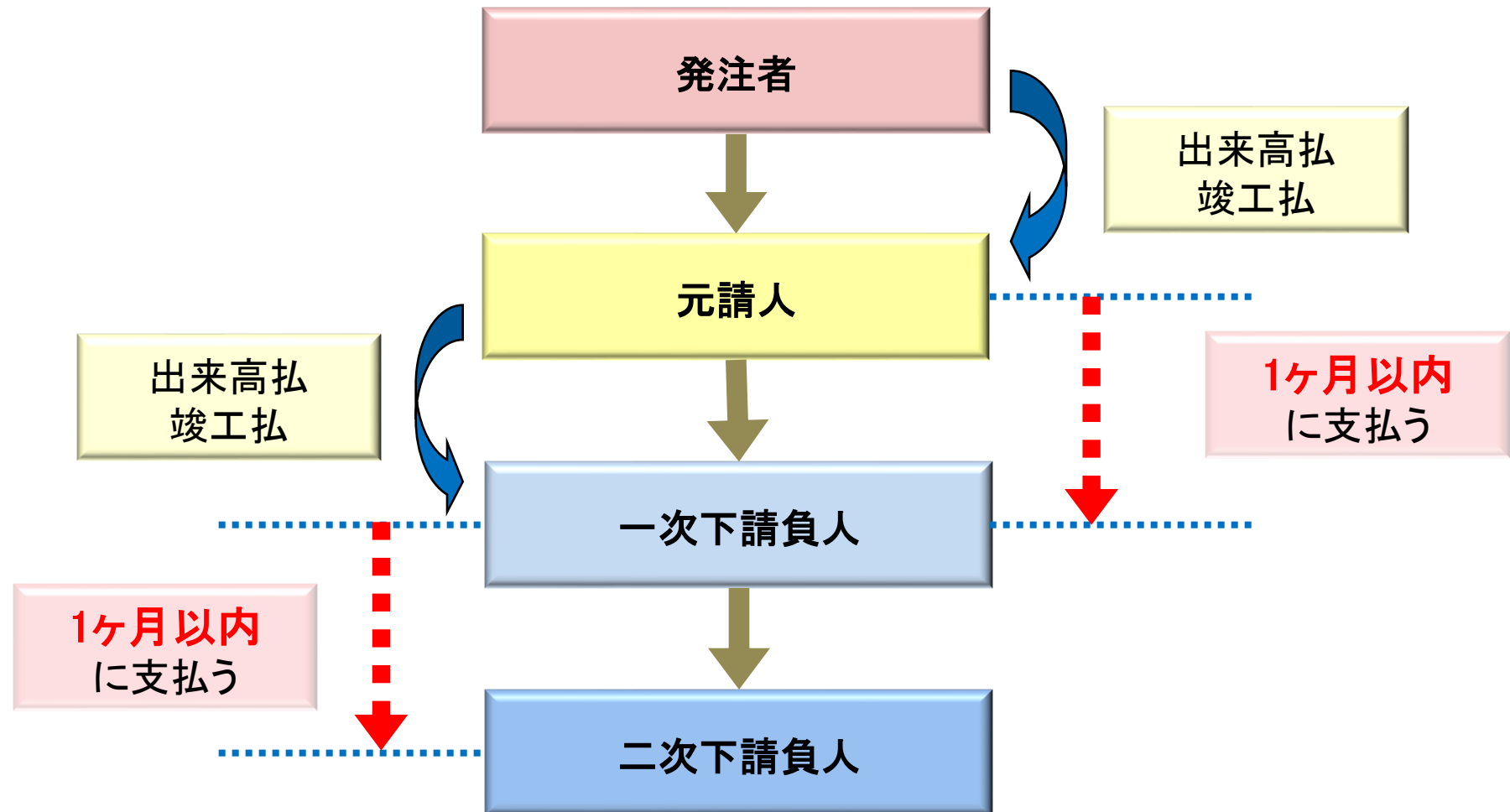
手形での支払い

- 割引を受けることが困難な**長期手形の交付**は建設業法に違反。(建設業法第24条の6第3項)
⇒手形期間は**60日以内で、できるだけ短い期間(R6.11以降)**
※元請負人が特定建設業で、下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者の場合
- 現金化にかかる割引料のコストは**下請負人の負担とならないよう**十分協議。

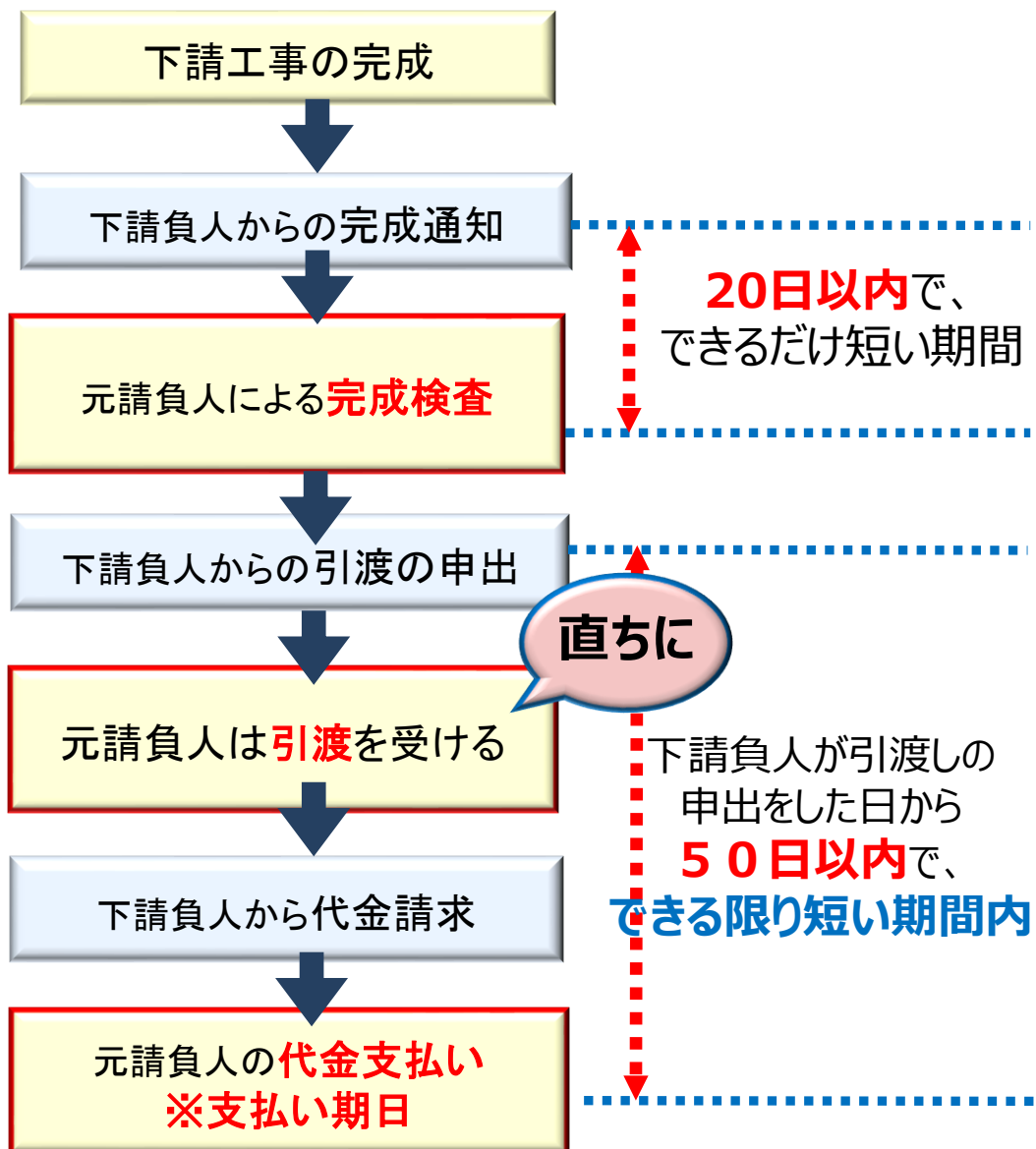
上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら・・・

元請負人は、注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を『1ヶ月以内』に支払わなければなりません（建設業法第24条の3）

。



検査・引渡・下請代金の支払いフロー ＜特定建設業者が注文者の場合＞



元請負人は、

下請工事の完成を確認するための検査を
工事完成の通知を受けた日から**20日以内**に行
い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出た
ときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

特定建設業者は、

下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万
円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から
起算して**50日以内**に下請代金を支払わなけ
ればなりません。

特定建設業者は

- ① 注文者からの出来高払いや
竣工払いを受けた日から **1ヵ月以内**
- ② 引渡しの申出日から **50日以内**

のいずれか**早い方が実際の支払期日**となり
ます

赤伝処理

赤伝処理とは
元請負人が、

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
 - ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用(下請代金の振り込み手数料等)
 - ③ 下請工事の施工に伴い、下請工事の施工に伴い副次的に発生する**建設副産物の運搬処理費用**
 - ④ 上記以外の諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費、**CCUSに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等**)
- を下請代金の支払時に差引く(相殺する)こと

※③で建設副産物の発生がないのに一律差し引く行為も該当する



- ・ 赤伝処理を行う場合は、**元請負人と下請負人双方の協議・合意**が必要。
- ・ 赤伝処理を行う場合は、その内容を**見積条件・契約書面に明示**することが必要。
- ・ 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても**下請負人の過剰負担と**ならないよう十分に配慮することが必要。



建設業法令遵守ガイドライン

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

■: 建設業法に違反する行為事例、▲: 建設業法に違反するおそれのある行為事例

①見積条件の提示(第20条第4項)

- ▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合
- 予定価格が700万円の下請契約を締結する際、見積期間を3日で、見積りを行わせた場合

②当初契約(第19条第1項)

- 工事着工前に書面契約を行わなかった場合
- 契約書面の交付前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に送付した場合

③変更契約(第19条第2項)

- 追加工事、変更工事が発生したにもかかわらず、書面による変更契約を行わなかった場合
- 工期変更により、下請工事の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった場合

④不当に低い請負代金(第19条の3)

- ▲ 元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人と協議を行うことなく、下請負人の見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

⑤指値発注(第19条の3)

- ▲ 元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載された労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律〇%を差し引くなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑥原材料費の高騰等による変更契約(第19条の3)

- ▲ 原材料費の高騰など下請負人の責めに帰さない理由により、施工費用が上昇したにもかかわらず、元請負人が変更協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった場合

⑦やり直し工事(法第19条の3)

- ▲ 元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないまま、やり直し工事を行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

⑧赤伝処理(第19条の3)

- ▲ 元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引いた場合

⑨不当な使用資材等の購入強制(法第19条の4)

- ▲ 契約締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑩工期(第19条の5)

- ▲ 下請負人が通常必要と認められる期間を工期として提示したにもかかわらず、元請負人がそれよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

⑩支払保留・支払遅延(第24条の3等)

- ▲ 元請負人が注文者から出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

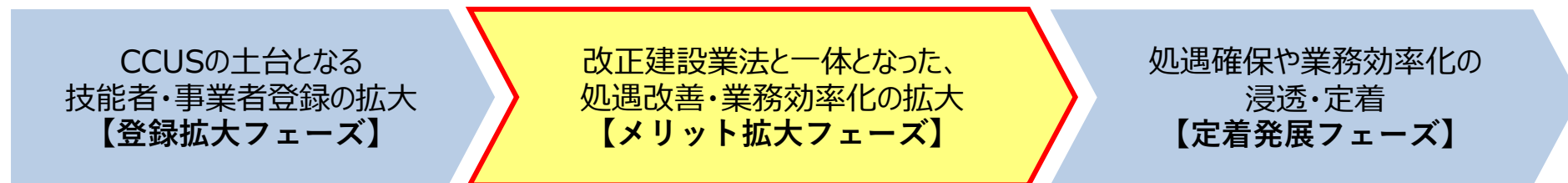
⑪長期手形(第24条の6第3項)

- ▲ 特定建設業者である元請負人が、手形期間が60日を超える手形により下請代金の支払を行った場合

その他（参考資料）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

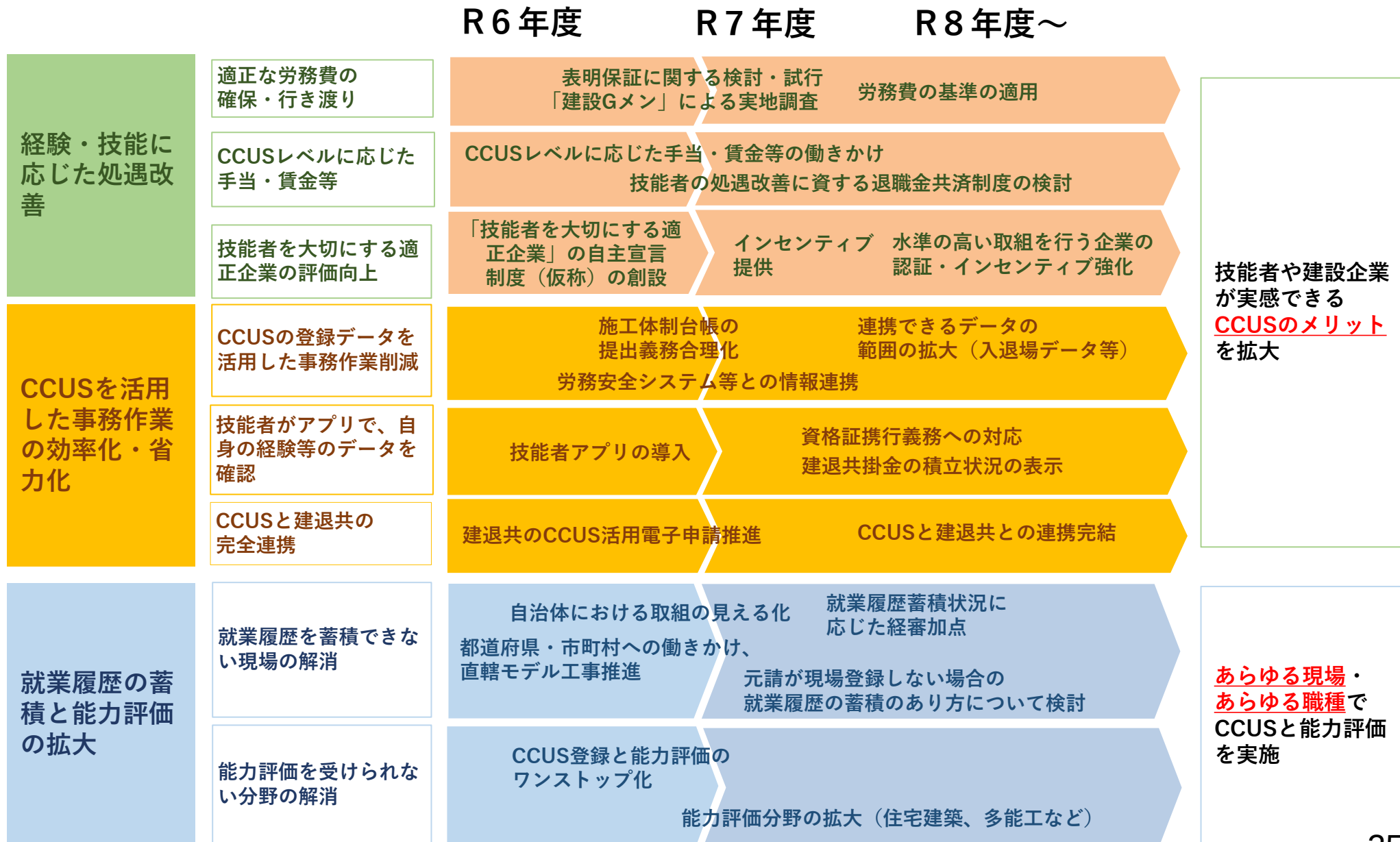
3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画(ロードマップ)



中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。



〔中国地方整備局建政部HP〕
のホーム画面の「建設業・建設
関連業」をクリック。

「法令遵守及び指導・監督
(法令遵守情報サイト)」を
クリック。



法令遵守及び指導・監督 (法令遵守情報サイト)

国土交通大臣や都道府県知事は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため、建設業者に対して必要な指導、助言、勧告及び監督処分（営業の停止など）を行っています。

法令遵守及び建設業法令遵守推進本部

建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省ホームページ）
建設業法に基づく施工体制について Q&A（令和5年1月改訂）
施工体制台帳の作成等について（令和3年3月2日改訂）
※【参考】施工体制台帳・施工体系図作成例

〔建設業法令遵守推進本部の取り組み〕
中国地方整備局では、平成19年4月より、建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導、監督を行っています。

令和4年度活動方針

関係通知

建設業関係の各種通知

【参考資料・パンフレット】

建設業のための適正取引ハンドブック

建設業法令遵守ガイドライン（第11版）

— 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 —

このガイドラインの概要は、本日の資料に含まれています。

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか等が具体的に示されています。

建設業法に基づく
適正な施工体制
について
Q&A



【令和7年2月改訂版】
発行：国土交通省 中国地方整備局
建政部 建設産業課

(URL: https://www.cous.jp/)

施工体制だけでなく、建設業における適正な契約等についても、簡潔に解説しています。
施工体制台帳、再下請負通知書の記載例も掲載しています。

建設企業のための
適正取引
ハンドブック
(第4版)



取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方などをまとめています。

国土交通省

建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方等を簡潔に解説しています。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

●労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。

●加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

●「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

駆け込みホットライン

検索

建設業取引適正化センター

センター
東京

TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料
無料

センター
大阪

TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

【受付時間】9:30～17:00
(土日、祝日、年末年始を除く)

●元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、
どうしたら良いかわからない」という方には、その
解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いか
わからない」という方には、相談先である関係行政
機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業取引適正化センター

検索

許可申請等に関するお問い合わせ窓口

TEL 082-221-9231

中国地方整備局/代表
→建政部建設産業課をご指定ください

【受付時間】9:15～12:00,13:00～18:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

● 建設業許可、建設業の変更届、経営事項審査等の建設業
法に基づく申請手続きについてのご相談、その他建設業法関
係全般のご相談を受け付けます。

●建設業法及び各種ガイドラインの詳細は、以下の国土交通省
ホームページ等でご確認いただけます



建設業法



ガイドライン・マニュアル



工期に関する基準



建設工事標準
請負契約約款